

○みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金交付要綱

平成26年3月17日

改正 平成29年6月23日

平成30年3月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、芸術文化の分野における国際大会、全国大会その他これらの大会に準ずるもの（以下「国際大会等」という。）に出場しようとする者に対する激励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「芸術文化の分野」とは、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条に規定する文学、音楽、美術、写真、演劇及び舞踊、同法第9条に規定する映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ、同法第10条に規定する雅楽、能楽、文楽、歌舞伎及び組踊、同法第11条に規定する講談、落語、浪曲、漫談、漫才及び歌唱、同法第12条に規定する生活文化及び国民娯楽その他市長が認める分野をいう。

(激励金の交付目的)

第3条 この激励金は、国際大会等への積極的な出場を促し、芸術文化の振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(交付対象者)

第4条 激励金の交付対象者は、市内に住民登録がある者（以下「市民」という。）又は市民が所属する団体（2人以上の市民で構成される団体をいう。以下同じ。）で、次に掲げる大会（出場を希望する全ての者が出場できる大会を除く。）のいずれかに出場するものとする。

- (1) 国内の選考会又は予選会の代表者として出場する国際大会
- (2) 国民文化祭
- (3) 全国高等学校総合文化祭
- (4) 国、県若しくはこれらに準ずる機関又は財団法人、社団法人、新聞社等が主催する全国規模以上の大会、公演、コンクール等のうち、県大会、地方大会等の選考会又は予選会を経て出場する大会
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める大会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、激励金を交付しないものとする。

- (1) 当該年度で激励金の交付を受けているもの
- (2) 過去3年以内に同じ分野で激励金の交付を受けているもの
- (3) 市税等を滞納しているもの
- (4) 義務教育を受けている者で、学校の代表として出場するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が激励金を交付する必要がないと認めるもの
(激励金の額)

第5条 激励金の額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する大会
 - ア 個人30,000円
 - イ 団体1人(市民に限る。次号において同じ。)当たり30,000円(ただし、300,000円を限度とする。)
- (2) 前条第1項第2号から第5号までに規定する大会
 - ア 個人5,000円
 - イ 団体1人当たり5,000円(ただし、50,000円を限度とする。)

(交付申請)

第6条 激励金の交付を受けようとする者は、国際大会等が開催される日の15日前までに、みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金交付申請書(様式第1)に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、国際大会等が4月1日から同月15日までに開催される場合、国際大会等が始まる14日前から前日までの間に国際大会等への出場が決まった場合その他当該期日までに提出することができないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(実績報告)

第7条 激励金の交付を受けた者は、みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金交付実績報告書(様式第2)に出場した国際大会等の結果を添えて国際大会等終了後15日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(返還)

第8条 市長は、激励金の交付を受けた者が国際大会等に出場しなかったとき又は不正の手段により激励金の交付を受けたと認めるときは、激励金を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月23日）

この要綱は、平成29年6月23日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。